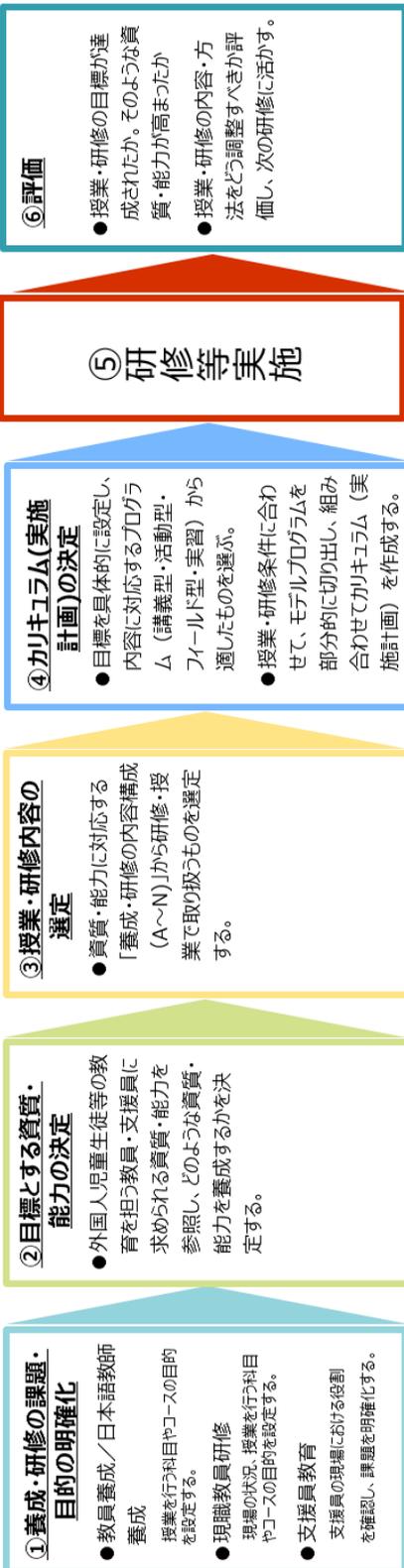


外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム



概要
 ○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
 (文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)

モデルプログラムの活用の方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の違いの視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な脈絡に位置付けることができる。	B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	C 学校の受入れ体制
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。	D 文化適応
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E 母語・母文化・アイデンティティ
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。	F 言語と認知の発達
変える/変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G 日本語の特徴
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。	H 子どもの日本語教育の理論と方法
			I 日本語指導の計画と実施
			J 在籍学級での学習支援
			K 社会参加とキャリア教育
			L 保護者・地域とのネットワーク
			M 現場における実践(実地教育・研修)
			N 成長する教師(教員・支援員)

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

37. 学校安全について

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

教員養成について言及あり

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

第3次学校安全の推進に関する計画（教員養成に関する部分の抜粋）

II 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

(6) 教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

教職課程コアカリキュラム (学校安全部分の抜粋)

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

(3)学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

- 到達目標：**
- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
 - 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

「学校安全ポータルサイト」「学校安全e-ラーニング」等について

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に着的ためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。



学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



コース名称	対象者	学習目標	コース
基礎研修①～③	教職員を目指す学生等	● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。	基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③
初任者等向け研修	教職員となって1年目から約おむね5年目程度の方	● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。	初任者等向け研修
中堅教職員向け研修	教職員歴がおおむね6年以上で、各学校園において中堅となつて活動する教職員	● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの策定・改訂、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。	中堅教職員向け研修
管理職向け	管理職、又はそれに準ずる立場	● リーダーシップを発揮して、校内における	

(参考) 大川小学校事故の概要

校長等、教育委員会は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったが、これを怠った等の判決が出されました

平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名(児童4名、教職員1名)を除く多くの児童・教職員が被災した。



大川小学校事故及び訴訟判決について

1. 大川小学校事故の概要

平成23年3月、東日本大震災の津波により、石巻市立大川小学校において、学校管理下で児童74名(うち4名行方不明)、教職員10名の犠牲を出した。

2. 訴訟の経緯

- 平成26年3月、遺族の一部が宮城県、石巻市を相手に提訴(請求総額23億円)。
- 平成28年10月26日の第一審判決では、地震発生直後の教育らによる児童らの避難誘導に過失があったと認定され、宮城県及び石巻市に約14億2600万円の損害賠償を命じた。
⇒ 石巻市及び宮城県、遺族双方とも判決内容を不服として控訴。
- 平成30年4月26日の控訴審判決では、事前防災に焦点を当てた判断が示され、校長等及び市教育委員会の過失を認め、宮城県及び石巻市に約14億3600万円の損害賠償を命じた。
⇒ 石巻市及び宮城県は最高裁判所に上告。
- 令和元年10月10日の最高裁判決において、上告棄却となり、控訴審の判決内容が確定した。

3. 控訴審判決の概要

- ①校長等・石巻市教委は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったがこれを怠った。
- ②石巻市が大川小学校を避難所として指定したのは誤りであった。校長等は、独自の立場からハザードマップを批判的に検討すべきであり、地震・津波による堤防損壊の知見を活用すれば、大川小への津波到来を予見できた。
- ③津波が来ないという地域住民の認識は合理的根拠を欠くものであり、校長等は、住民を説得し、その認識を改めさせるべきであった。
- ④他に適当な避難場所がないことから、「バットの森」(大川小正門から約850m)を避難場所と定めておくべきであり、校長等は、プレハブ小屋や夜間照明等を設置するよう市教委に申し出る義務があった。

- 文部科学省は、最高裁判決を踏まえて、令和元年12月5日に「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」を通知し、各学校における危機管理マニュアルの見直し、教育委員会による学校のマニュアルの点検や教職員への研修の実施等を依頼したところ。

38. 教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）（令和5年12月1日事務連絡）

事務連絡
令和5年12月1日

教職課程を置く

各国公立大学
指定教員養成機関 教職課程御担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）

平素から文部科学行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校と地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により学校と地域が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進しています。

特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成29年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、本年5月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（52.3%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えています。このため、教職課程を履修する学生にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動についての理解を深めていただく必要性が増している状況です。

文部科学省では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の周知と取組の充実を図るため、制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、取組事例、関係会議の資料等を、下記のとおり公表しています。教職課程を置く大学等におかれては、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）に示す「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に関する科目等で「学校と地域との連携」の内容を取り扱う際には、これらの資料等も御活用いただき、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての学生の理解がより一層深まるよう御検討をお願いします。

記

- パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- 学校と地域でつくる学びの未来
※制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、全国の取組事例等を掲載しています。
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働推進室地域学校協働企画係
電話：03-5253-4111（内線：3284）
Mail：s-manabi@mext.go.jp

39. 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム ～「無意識の思い込み」に気付くために～

※文部科学省委託事業 令和2年度「次世代のライフプランニング教育推進事業」にて国立女性教育会館が作成。

男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

<研修プログラムで提供する教材>

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

◆動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

主な対象	ケース(動画)			
小学校教員 【初期・中堅】	ケース1 教室の日常 (家庭科・掃除)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小学校での キャリア教育	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
中学校・高校教員 【初期・中堅】	ケース8 教員の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校長会議)	ケース10 ミドルリーダー への働きかけ	ケース11 男性教員の 教育観
	管理職・管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】			

◆ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをして思ったこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

◆実施の手引き

動画教材を対象や時間、目的等にに合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

<研修の流れ>

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。



<詳しくは、こちらから>

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/141625_8_00002.htm



学校現場における「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きましょう

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。

まずはこれらに気付くことが大切です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている



管理職は男性のほうが向いている



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」 ケースのご紹介 ～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。ただうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしるとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思います？」

女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。
 女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。



スタディーエックス スタイル
「StuDX Style」について

1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っています。

慣れる つながる 活用

GIGAスクール構想の実現
～学校における1人1台ICT端末～ 活用を促す

生きる力
学びの、その先へ

未来の教室
ホーカルサイト

子どもの学び応援サイト

GIGAスクール構想の実現
～学校における1人1台ICT端末～ 活用を促す

生きる力
学びの、その先へ

未来の教室
ホーカルサイト

子どもの学び応援サイト

スタディーエックス スタイル

StuDX Style

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

慣れる つながる 活用

"すぐにでも" "どの教科でも"
"誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

- 教師と子供が つながる
- 子供同士が つながる
- 学校と家庭が つながる
- 職員同士で つながる

GIGAに慣れる (文房具や職員として使えるようにする)

長期企画等によるICTの効果的な活用に関する参考資料 (提供元50箇所)

- iPad活用に関する資料 (提供元 Apple)
- Google for Education 活用に関する資料 (提供元 Google for Education)
- Microsoft Education 活用に関する資料 (提供元 マイクロソフト株式会社)

GIGAに慣れる

慣れる つながる 活用

各教科等
1人1台端末末の活用

各教科等
での活用

各教科等
1人1台端末末の活用

国語	社会	算数	理科
生活	音楽	図画工作	家庭
体育	外国語活動 外国語	特別の教科 道徳	総合的な 学習の時間
特別活動			

小学校

国語	社会	数学	理科
----	----	----	----

中学校

各教科等
での活用

各教科等
での活用

StuDX Style (慣れるつながる活用) : <https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>

StuDX Style (各教科等での活用) : <https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>

41. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)の概要							
<p>趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定 ○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする 							
<p>第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等</p> <p>子どもの読書活動に関する取組の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加 ○ 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少 							
<p>子どもの読書活動の現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不読率の現状</th> <th>新型コロナウイルスの感染拡大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> </td> <td> <p>○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元～2年、自宅学習が難しい学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>読書量・読解力の現状</p> <p>○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大	<p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p>	<p>○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元～2年、自宅学習が難しい学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p>		<p>読書量・読解力の現状</p> <p>○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)</p>
不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大						
<p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p>	<p>○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元～2年、自宅学習が難しい学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p>						
	<p>読書量・読解力の現状</p> <p>○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)</p>						
<p>第2章 基本の方針</p> <p>急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不読率の低減 就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実 不読率が高い状態の続く高校生:探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等 2 多様な子どもたちの読書機会の確保 障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備 社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める 4 子どもの視点に立った読書活動の推進 子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる 							
<p>第3章 子どもの読書活動の推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める ○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条) <p>※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能</p>							
<p>市町村</p> <p>市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)</p> <p>目標:市:100% 町村:80%以上</p>							
<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 	<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有 						

第4章 子どもの読書活動の推進方策①	
子どもの読書活動の推進に当たっては、 家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある	
I 共通事項	
1 連携・協力	
○教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力	
○地域における学習資源・人的資源の共有	
・地域の図書等資料の有効活用、 読書バリアフリーコンソーシアム の推進等	
・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)	
・読書活動など体験活動に関する ポータルサイトの構築	
2 人材育成	
○ 読書バリアフリー法 や ICT環境の変化 を踏まえ、	
・司書等の 講習・研修等 の見直し	
・国が実施する講習の オンライン化 の推進	
3 普及啓発	
○国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)	
○文部科学大臣表彰等の 対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)	
4 発達段階に応じた取組	
○多様な子どもの状況に応じ、 乳幼児期からの切れ目ない支援の促進 (乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)	
○不読率の状況を勘案し、 学校種間の移行段階に着目した取組の促進 (入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)	
5 子どもの読書への関心を高める取組	
○子どもが 主体となって実施する活動 や 協働的な活動の推進 (読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)	
○ ICTの活用 による既存の取組の 更なる参加促進 (オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)	
○全ての 子どもの参加しやすさ を考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)	
II 家庭	
○家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進	
・ 家庭教育支援チームの配置促進 を図るとともに、その際「 ブックスタート 」、「 家読(うちどく) 」等の活動推進	

3

第4章 子どもの読書活動の推進方策②	
子どもの読書活動の推進に当たっては、 家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある	
III 地域(図書館)	IV 学校等
○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進	○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
多様な子どもたちの読書機会の確保	多様な子どもたちの読書機会の確保
・ アクセシブルな電子書籍・書籍 等(点字資料等)の整備・提供	・特別支援学校含めた 学校図書館資料 の整備
・ 多言語・やさしい日本語 による利用案内	・ 多様な背景を持つ子ども への読書機会の場の提供
・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組	・図書館、ボランティア等との連携
・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会	(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)
デジタル社会に対応した読書環境の整備	デジタル社会に対応した読書環境の整備
・ 電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブ の充実	・ 1人1台端末の活用 (学校図書館システム等のリンク等)
・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)	・ 電子書籍貸出サービスの導入 (図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
子どもの視点	・学校図書館図書情報のデータベース化
・イベント等への 企画段階からの子どもの参画	子どもの視点
・ 子どもの要望を取り入れた資料・環境整備	・ 子どもの意見聴取の機会の確保
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)	・ 図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
○図書館の設置・運営及び資料の充実	○ 学校図書館資料の計画的整備
・ 図書館資料の計画的整備	・ 第6次学校図書館図書整備等5か年計画 に基づく整備推進
・ 施設整備に係る官民連携の取組 や デジタル化の推進	・「 学校図書館ガイドライン 」等の見直しの検討
・「 望ましい基準 」の見直しの検討	○ 司書教諭、学校司書の配置の促進
○ 司書等の配置の促進	
V 民間団体	
○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進	
・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催	
・ 専門的知識を有する者の養成 (絵本専門士等)	
・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)	
○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び 子どもゆめ基金 による助成等	

4

42. 学校図書館の充実に向けた取組について

学校図書館の充実に向けた取組について

- ①学校図書館図書標準
 - ②学校図書館への新聞配備
 - ③学校司書
- (参考)授業における学校図書館の活用事例

①学校図書館図書標準

- 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定めたもの(文部省初等中等教育局長通知)。
- 特別支援学校については平成19年4月に改正。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 特別支援学校(小学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3~6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

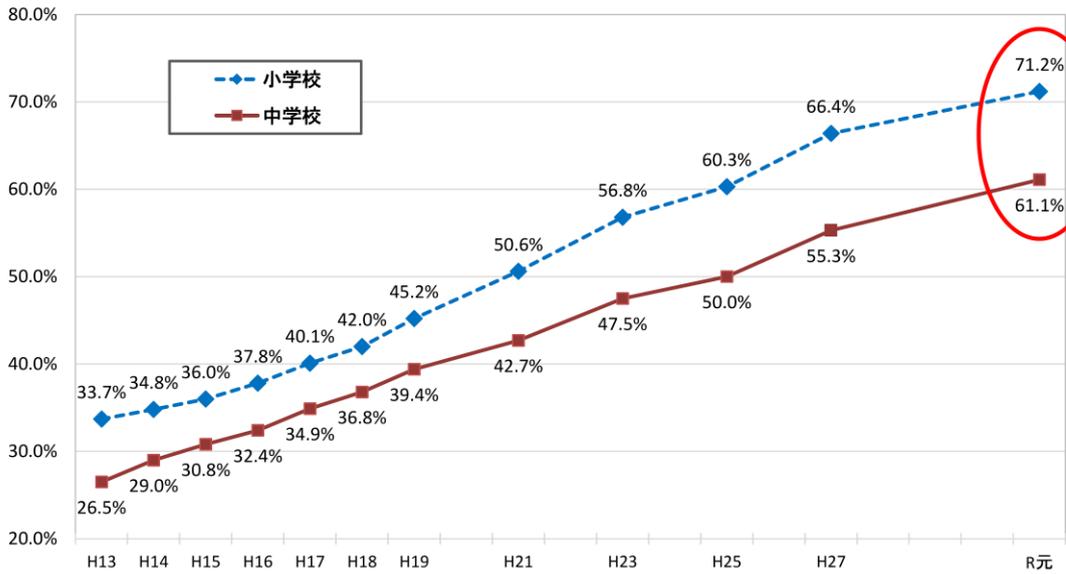
学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 特別支援学校(中学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1~2	4,800	4,800
3~6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

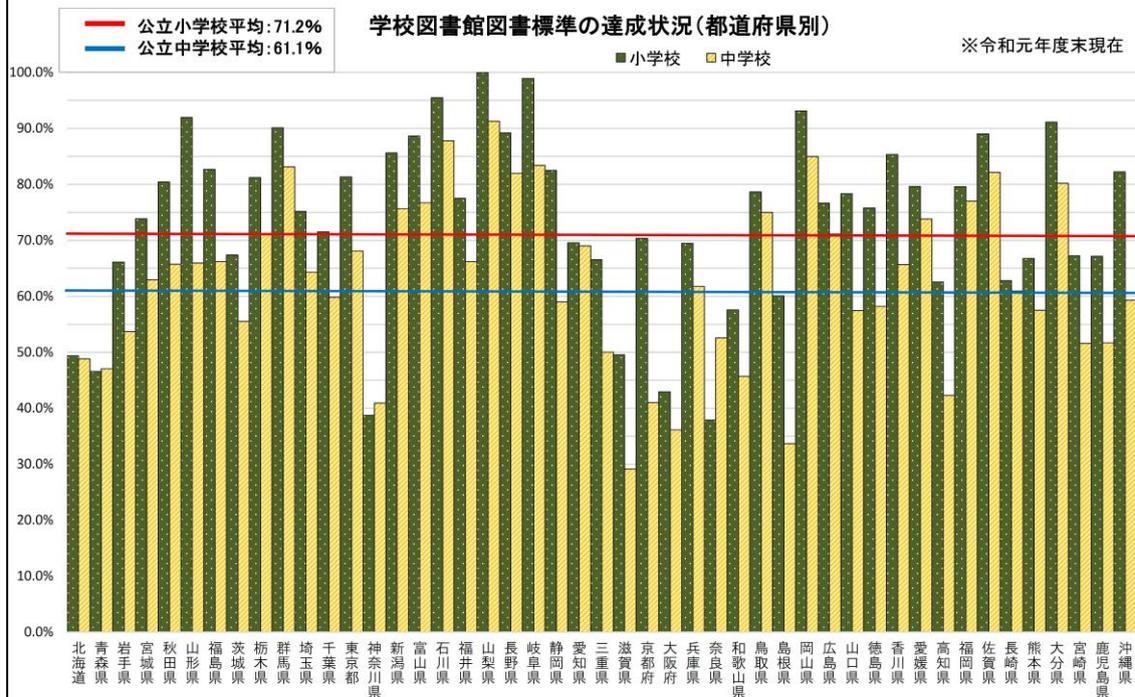
※ ウ及びエに関し、視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある児童生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする(端数があるときは四捨五入)。

学校図書館図書標準の達成状況の推移 (達成している公立小・中学校の割合)



※平成19年(調査年:平成20年)~27年(同:28年)は隔年、その後令和元年(同:令和2年)に実施
(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館図書標準の達成状況(都道府県別)



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(図書整備)

現 状

- 図書整備については、平成29年度から開始した第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」において毎年度約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置が講じられ、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加しているものの、その割合はまだまだ十分ではない状況。

【達成校の割合：小学校66.4%→71.2%、中学校55.3%→61.1%

(平成27年→令和元年)】

必要性

- 学校図書館の図書については、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、図書標準の達成に加え、適切な図書の更新が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

- ◆ **令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す：
単年度199億円(5か年計995億円)**

(内訳)増加冊数分:単年度 39億円(5か年 195億円)

更新冊数分:単年度160億円(5か年 800億円)

②学校図書館への新聞配備

<学校図書館(公立)における新聞配備率の推移>

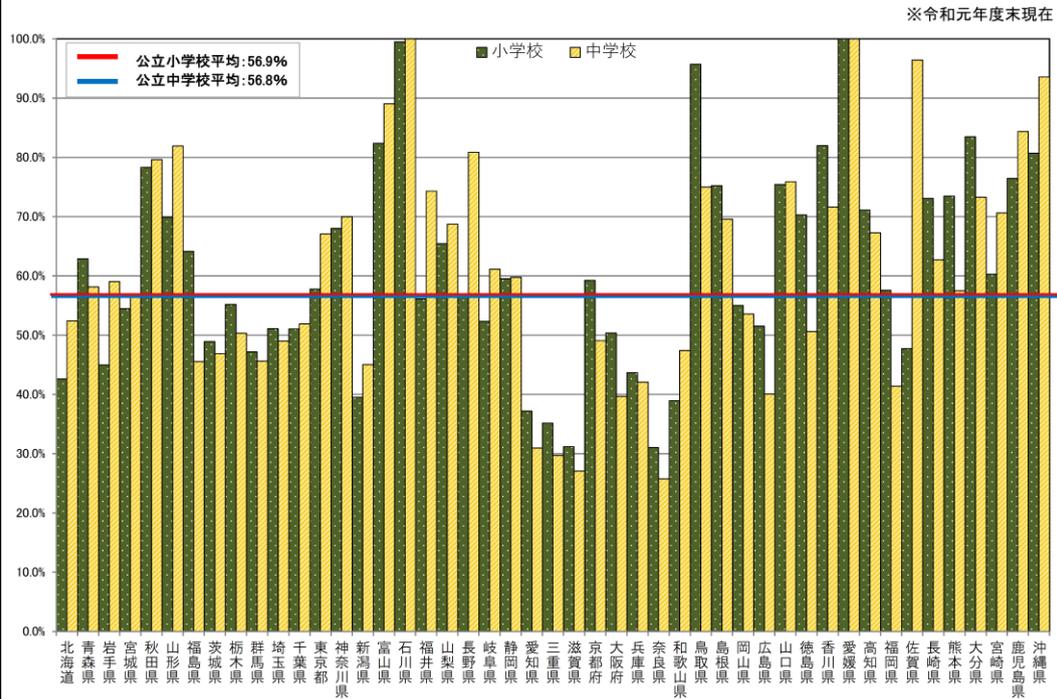
		学校数 (A)	新聞配置学校		新聞配備紙	
			学校数 (B)	割合 (B/A)	新聞紙数 (C)	平均 (C/B)
小学校	平成22年	21,188	3,588	16.9%	4,697	1.3
	平成27年	19,604	8,061	41.1%	10,284	1.3
	令和元年	18,849	10,729	56.9%	16,809	1.6
中学校	平成22年	9,837	1,423	14.5%	2,861	2.0
	平成27年	9,427	3,557	37.7%	6,100	1.7
	令和元年	9,120	5,177	56.8%	13,925	2.7
高等学校	平成22年	3,681	3,313	90.0%	9,290	2.8
	平成27年	3,509	3,194	91.0%	8,914	2.8
	令和元年	3,436	3,269	95.1%	11,551	3.5

※第5次5か年計画(H29～R3)で、小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等に4紙配置されるよう地方財政措置(150億円)

(平成22年度は5月1日現在、平成27年度・令和元年度は年度末実績)

(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

新聞を配備している学校の割合(公立小・中学校)

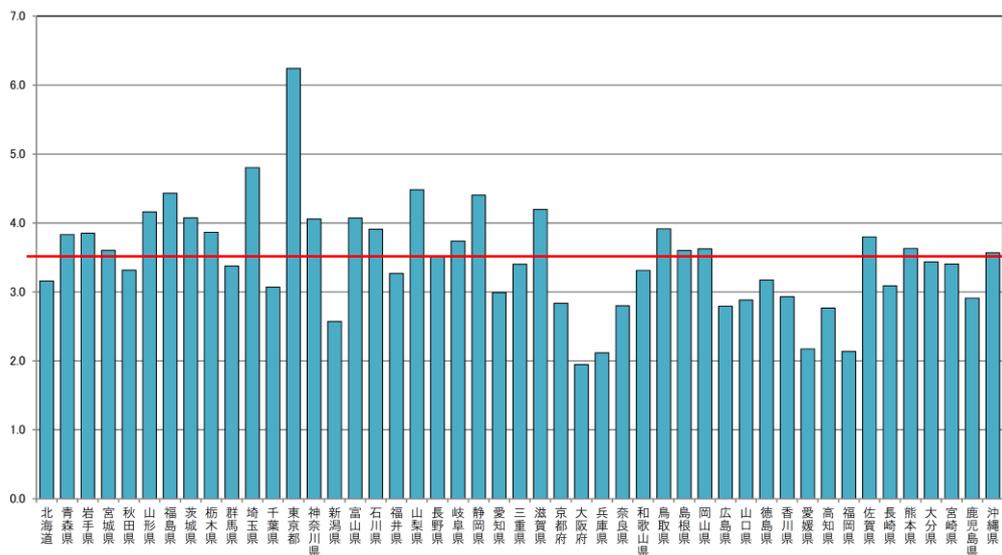


(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、**小学校等1紙、中学校等2紙**を目安として想定

新聞を配備している学校における平均紙数(公立高等学校)

＜新聞を配備している学校の割合＞
・高等学校 95.1% (令和元年度末現在)



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、**高等学校等4紙**を目安として想定

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(新聞配備)

現 状

- 学校図書館に新聞を配備している学校は、小学校で56.9% (平均1.6紙)、中学校で56.8% (平均2.7紙)、高校で95.1% (平均3.5紙) であり、**前回より増加**している。

必要性

- 平成27年6月の公職選挙法等の改正による、選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、発達段階に応じた、**学校図書館への新聞の複数紙配備が必要**である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

◆学校図書館への新聞配備 : 単年度38億円(5か年190億円)

(内訳) 小学校等(2紙)、中学校等(3紙): 26億円(5か年130億円)
 高等学校等(5紙) : 12億円(5か年 60億円)

第5次計画(平成29~令和3年度): 総額150億円(小学校等に1紙・中学校等に2紙・高等学校等に4紙)

③学校司書

【学校図書館法】

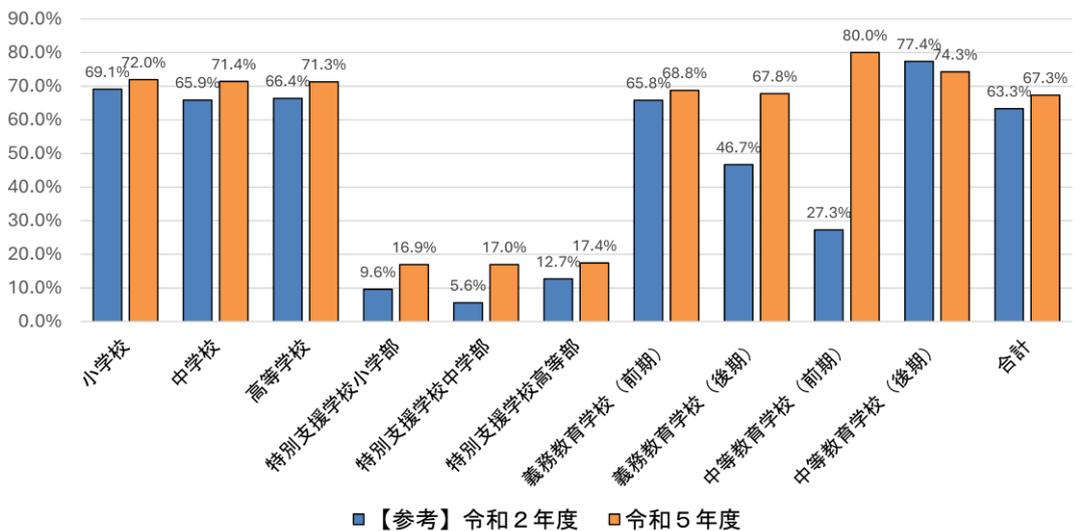
(学校司書) ← **平成26年改正法により追加**

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「**学校司書**」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

各公立学校種における学校司書の配置の有無

(令和5年5月1日現在)



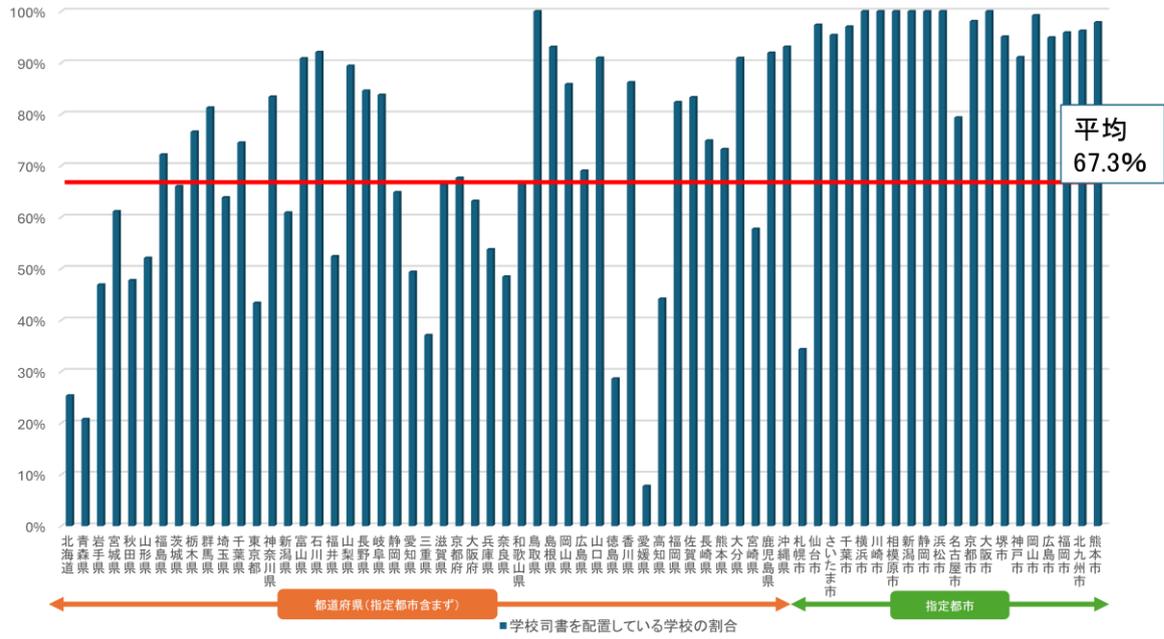
注: 上記は学校司書を配置している学校の割合。

【参考】令和2年度」の数値は、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果より。

(出典) 文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」

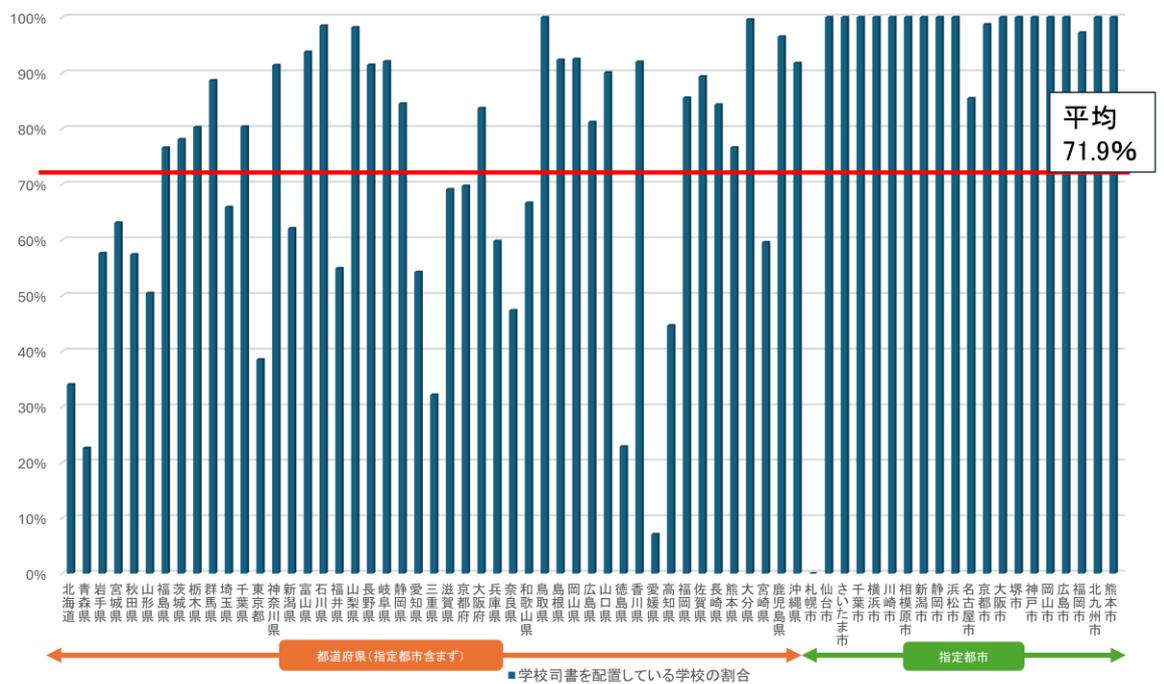
都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況
(設置者分合計)



都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

(小学校・義務教育学校(前期))



第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(学校司書)

現 状

- 厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校は近年増加しており、その必要性が強く認識されている。

【小学校58.8%→69.1%、中学校57.1%→65.9%（平成28年→令和2年）】

必要性

- 平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとされ、学校司書の学校図書館への配置拡充が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

◆学校司書の配置 : 243億円 (5か年計1,215億円)

(内訳) 小学校等・中学校等に、おおむね **1. 3校に1名程度** 配置可能な規模を措置

第5次計画(平成29～令和3年度): 220億円(5か年計1,100億円) 1.5校に1名程度配置可能な規模

(参考)

授業における学校図書館の活用事例

様々な教科・科目の授業で学校図書館の活用は効果的です。全国各地の学校図書館によって行われている特徴的な取組を事例集としてまとめておりますので、ぜひ御活用ください。

●鳥取市立東中学校(鳥取県)

1年理科「火山の分類」

3つのタイプの火山の形を資料の中から見つけ、選んだ根拠をグループで話し合い、思考を深める

2年家庭科「住まいの診断カルテ」

住まいの問題を探り、その改善策を資料で調べ、レポートにし、それを自分の生活に結び付けて生活を工夫する

3年国語科「ポスターの批評文を書こう」

郷土ポスターをいろいろな視点で分析し、説得力を持たせるために、適切な引用を考えて批評文を書く



「火山の分類」情報収集の様子



グループのテーマを協議する様子



その他、様々な事例を『図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～(学校図書館)』(令和2年3月)にて掲載しております。

ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html

